

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令案 に関する意見の募集の結果について

平成21年 2月16日

<問い合わせ先>

国土交通省住宅局住宅生産課

(内線39425)

TEL : 03-5253-8111 (代表)

国土交通省では、平成20年12月27日から平成21年1月25日まで、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令案に関する意見の募集を行い、その結果、これに対して5件のご意見をいただきました。

いただいたご意見の概要及びそれに対する国土交通省の考え方を別添のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

ご意見の概要につきましては、施行令案に関係する部分に限らせていただきましたが、掲載しなかったご意見についても今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきたいと考えております。

皆様方のご協力に深くお礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○いただいたご意見の概要と国土交通省の考え方

番号	ご意見の概要	国土交通省の考え方
1	法の施行日前に建築確認手続中の物件についても、長期優良住宅の認定が受けられるよう配慮すべき。	長期優良住宅の認定を受けようとしている物件について、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（以下「法律」とします。）の施行日以前に建築確認の申請をすることは可能ですが、長期優良住宅の認定申請及び認定は、法律の施行後となります。
2	法の施行日までに、認定申請が可能な条件（建築確認申請前、現場着工前等）について講習会等で明らかにすべき。	長期優良住宅の認定申請につきましては、講習会等で明らかにすることとしております。
3	できるだけ早期の施行を希望する。	新規法令であるため、認定業務を行うための体制準備に一定の時間を要すること、また、関係者に対する制度の周知に時間が必要であることから、施行日を平成21年6月4日としました。